

実施機関では個人情報を 適正に取り扱います

個人情報を取り扱う事務を始めるとき

～ 個人情報取扱事務の届出 ～

- 実施機関がどのような個人情報を取り扱う事務を行っているのか、その目的は何か、どのような個人情報を集めているか、どこから集めているか等を分かりやすく記録した届出書を作成します。
- 届出に係る資料は、総合窓口センター(情報相談コーナー)に備え置き、どなたでも閲覧できるようにします。

個人情報を収集するとき

～ 収集の制限 ～

- 個人情報を収集するときは、あらかじめ事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法・公正な手段により、収集します。
- 個人情報を収集するときは、原則として本人から収集します。
- 思想、信条及び宗教に関する個人情報や社会的差別の原因となる個人情報を原則として収集しません。

個人情報を利用・提供するとき

～ 利用及び提供の制限 ～

- 原則として、個人情報を収集した目的以外の目的に利用したり、提供したりしません。
- オンライン結合により、実施機関以外のものには、原則として個人情報を提供しません。

個人情報を管理するとき

～ 適正管理 ～

- 事務に必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つように努めます。
- 個人情報の漏えいや滅失などを防止するために、必要な措置を講ずるよう努めます。
- 保有する必要がなくなった個人情報は、確実に、かつ、速やかに廃棄・消去します。



個人情報制度

名張市では個人情報保護条例を施行しています。

この条例は、個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定め、市の実施機関が保有する個人情報の開示・訂正・是正を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護するものです。

実施機関とは

実施機関とは、具体的には次の機関をさします。

- 市長(水道事業管理者を含む)
- 教育委員会
- 選挙管理委員会
- 公平委員会
- 監査委員
- 農業委員会
- 固定資産評価審査委員会
- 消防長
- 議会

個人情報窓口のご案内

市役所の情報政策室では、個人情報保護制度に関する相談・案内や個人情報開示請求書等の受付を行います。

お問い合わせ先・利用時間

〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地名張市 市民部市民相談室

電話 0595-63-7416

FAX 0595-63-2373

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

(土・日・祝日・年末年始は休み)



「個人情報」とは?

「個人情報」とは、個人に関する情報であって、誰の情報かがわかるものすべてをいいます。

氏名によって直接個人がわかる場合はもちろん、氏名がわからない場合であっても、他の情報と結びつけることにより、誰の情報かがわかるものも「個人情報」となります。

～ 大切な個人情報を守ります ～

個人情報保護制度



名張市

自分の情報を確認したいとき



請求者

まずは
個人情報窓口へ

- 個人情報の開示請求は、市役所3階にある情報政策室で応じますので、職員におたずねください。

開示請求の方法

「個人情報開示請求書」に必要事項を記入のうえ、窓口へ提出するとともに、本人であることを確認できるもの(運転免許証、パスポートなど)を提示してください。郵送での請求はできません。

自分の情報の訂正・是正請求もできます

自分の情報が事実と異なるとき

訂正請求の方法

「個人情報訂正等請求書」に必要事項を記入のうえ、窓口へ提出するとともに、本人であることを確認できるもの(運転免許証、パスポートなど)を提示してください。

その際は、訂正を求める個人情報の内容が事実であることを証明する書類等が必要です。

訂正するかどうかの決定

原則として請求書を受理した日から起算して30日以内に訂正するか否かを決定し、文書でお知らせします。

市役所 情報政策室



請求書を窓口へ提出します

実施機関



開示・非開示の決定をします

開示

開示(部分開示)決定通知が届いた場合

決定通知が送付されます



窓口へ通知書および本人であることを確認できるものを持参してください



開示されない情報

自己に関する個人情報は、次に該当する場合を除き、原則として開示されることとなっています。

- 1 法律などにより開示できないとされている情報
- 2 開示請求者以外の個人情報
- 3 企業が競争上不利になる情報
- 4 事務の適正な遂行を妨げるおそれのある情報
- 5 生命や財産の保護に支障を及ぼす情報
- 6 個人の評価に関する情報
- 7 未成年者の不利になる情報

非開示

非開示(部分開示)の決定通知が届いた場合



不服申立て

実施機関

決定に不服がある場合

開示ができないとする決定がされた場合には、そのことを知った日の翌日から、60日以内に実施機関に対し書面により不服申立てをすることができます。

不服申立てがあった場合、実施機関は「名張市個人情報保護審査会」に諮問し、審査会の答申を尊重し、不服申立てに対する決定を行います。



諮問

答申

決定

名張市個人情報保護審査会

個人情報保護制度の公正・適正な運営を図るため個人情報保護制度に「学識経験者」などを有する5人で組織された機関です。審査会は実施機関から諮問された不服申立てについて審査を行い、その結果を答申します。



決定通知が届きます

開示の費用

公文書の閲覧手数料は無料です。公文書の写し(コピー)の交付を希望される場合は、実費(白黒コピーは1枚につき10円、カラーコピーは1枚につき50円)をいただきます。写しの郵送を希望される場合には、別途郵送料が必要です。

開示・非開示の決定

請求された個人情報が含まれる公文書が開示できるかどうかは、受理した日から起算して15日以内に決定します。この期間内に決定することができないとき、決定期間を延長することもあります。

開示の方法

開示または部分開示の決定通知書を持って総合窓口センターにお越しください。公文書の原本が写しを見ていただけます。